

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年10月19日（平成28年（行情）諮問第629号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（行情）答申第718号）

事件名：特定の勧告書についての関係部局等間の会議の議事録等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月15日付け28受文科初第1357号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 法9条の規定に基づき、開示請求に係る行政文書の開示を決定し通知された。

しかし、開示請求の一部だけを開示、他の項目は黙殺（開示も不開示も述べず）することは、あまりにも不誠実ででたらめな対応であり、このような決済をすることは、法制定の趣旨を否定した、「知る権利」を踏みにじる行為であるといえる。

請求内容に該当する「関係部局、課や担当者間の会議や打合せの議事録、配布物、メモ等の関係する全ての文書・電子データ」を一つ一つ確定し、それぞれの消息を調べた上で、それぞれについて回答されたい。

イ 本件請求文書の文書・電子データの開示を求めたが、開示決定は、文書1及び文書2（本件対象文書）のみである。

開示請求に示された全ての文書・電子データを開示されたい。

関連する文書・電子データの名称，それぞれの存在の有無，「有」の場合は開示，開示不可の場合は理由を示されたい。「無」の場合はその理由を示されたい。

ウ 開示決定された特定団体への「回答」に関しても，その「回答」が決済されるまでの「関係部局，課や担当者間の会議や打合せの議事録，記布物，メモ等」の文書・電子データが存在するはずである。それらを開示されたい。

(2) 意見書

(諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため，省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件に係る開示請求は，本件請求文書について開示を求めるものであり，開示請求の対象文書として文書1及び文書2（本件対象文書）を開示する旨決定し，請求者宛て通知した。

本件対象文書につき，審査請求人から「開示請求に示された全ての文書・データを開示されたい」旨の審査請求がされたところである。

2 原処分当たりの考え方について

審査請求人は，関係部局，課や担当者間の会議や打合せが行われていることを前提に「関連する文書・電子データの名称，それぞれの存在の有無，「有」の場合は開示，開示不可の場合は理由を示されたい。「無」の場合はその理由を示されたい。開示決定された特定団体への「回答」に関しても，その「回答」が決済されるまでの「関係部局，課や担当者間の会議や打合せの議事録，配布物，メモ等」の文書・電子データが存在するはずである。それらを開示されたい。」と主張している。

しかしながら，特定の勧告書について，関係部局等の中で会議や打合せを開催した記録はなく，また，文書2の回答についても，回答に当たり関係部局等の中で会議や打合せを実施した記録はない。

本審査請求に当たり，再度，請求内容に関する文書の有無を調査・探索したところであるが，本件対象文書以外の対象文書は存在しなかった。

したがって，審査請求人が平成28年7月15日付けで請求した内容に関する全ての文書は本件対象文書のみであり，原処分における対応は妥当なものと考えている。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年11月22日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年12月13日 審議
- ⑤ 平成29年2月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、全部開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、「全ての文書・電子データを開示されたい。」などとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、特定年月日A付けの特定勧告書（特定市教育委員会への勧告を含む。）が文部科学省に送付されてきたことを踏まえ、これに対する対応について検討を行った関係部署や担当者間の会議及び打合せにおける議事録、配布物、メモ等の全ての文書及び電子データの開示を求めるものである。

イ 特定勧告書には、特定団体が文部科学大臣に宛てた勧告内容が記載されているところ、特定年月日B（特定年月日Aの約7か月後）に、特定勧告書を送付してきた特定団体から、当該勧告を踏まえて文部科学省が改善及び対処した事項等の内容を回答するよう照会（文書1）があり、特定課名で回答（文書2）していたことから、原処分においては、この照会文書（文書1）及び回答文書（文書2）を本件開示請求に該当する文書として特定し、その全部を開示した。

ウ 文部科学省に届く勧告及び照会等（以下、併せて「勧告等」という。）は、大臣官房総務課において勧告等の対応を検討する部署（以下「担当課」という。）を決定し、担当課において勧告等の対応を検討している。勧告等は多数届くこともあり、担当課では議事録・配布物・メモ等の文書を作成せずに勧告等の対応を検討する事例が多い。

本件の特定勧告書への対応については、従前の見解を変更するものではなかったため、担当課である特定課において検討のための文書は作成せずに、回答文書（文書2）を作成した。

エ また、特定勧告書は特定市教育委員会への勧告を含む内容であったため、これを受けた当該特定市教育委員会から文部科学省に照会等がなされることも考えられるが、都道府県教育委員会等から文部科学省

への質問及び確認等の電話での問合せは多数あり，これに対して文書を作成してまで回答することは困難なため，基本的には文書を作成せずに電話等で回答を行っている。

したがって，当時，特定市教育委員会が特定市教育委員会への勧告について文部科学省に問合せを行っていたとしても，それに対する回答文書については，現に，原処分の際及び審査請求が行われた後の探索でも発見できなかったことをも踏まえると，当該文書は作成しなかったものと思われる。

オ 諮問後，念のため行政文書ファイル管理簿及び文部科学省内の書庫・ロッカー等の探索を再度行ったが，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認されなかった。

カ なお，審査請求人が審査請求書において「「回答」が決済されるまでの（略）が存在するはずである。」と主張する「決済」は「決裁」であると思われる。

特定勧告書を送付してきた特定団体に回答（文書２）を行うに当たっては決裁を行っており，原処分を行う前に当該決裁に関する文書（以下「決裁文書」という。）を文部科学省において保有していることは確認していた。

しかしながら，本件開示請求書の「１．請求する行政文書の名称等」には「決裁」との記載はないため，決裁文書は本件請求文書に該当しないと判断した。

キ 以上のことから，文部科学省では，本件対象文書の外に，本件開示請求の対象として特定すべき文書は保有しておらず，原処分における文書の特定は妥当であると考ええる。

（２）以下，上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

ア 諮問庁が上記（１）カにおいて説明するとおり，審査請求人が審査請求書において主張する「決済」は「決裁」であると解される。

イ 本件請求文書の範囲は，本件開示請求書の記載「関係する全ての文書・電子データ」及び審査請求書における「決裁が存在するはずである」旨の主張からすると，特定勧告書の対応を検討する会議や打合せに関する文書の外にも対応を決定した決裁文書を含めるべきであり，本件開示請求書に決裁との記載がないことのみをもって，決裁文書を本件請求文書に該当しないとする上記（１）カの諮問庁の説明は適切とはいえない。

ウ そこで，当審査会において諮問庁から当該決裁文書の提示を受けて確認したところ，特定団体への回答（文書２）に関する決裁であると認められる。

したがって，決裁文書（別紙の３に掲げる文書３）は本件請求文書

に該当するものと認められる。

エ 決裁文書に関する説明を除き，この外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記（１）の諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点はなく，また，これを覆すに足る事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，文部科学省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の３に掲げる文書３を保有していると認められるので，これを対象として，改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定の文部科学大臣平野博文宛勧告書（特定年月日A）について（特定市教育委員会への勧告も含めて）の，関係部局，課や担当者間の会議や打合せの議事録，配布物，メモ等の関係する全ての文書・電子データ

2 本件対象文書

文書1 外国籍教諭の役職任用撤回に関する人権救済申立事件について（照会）（特定年月日B付け特定番号）

文書2 外国籍教諭の役職任用撤回に関する人権救済申立事件について（照会）に対する回答（平成24年11月30日付け24初初企第55号）

3 改めて開示決定等をすべき文書

文書3 （文書2の）決裁に関する文書